

第2章 規則等

第1節 福島市宅地造成等規制法施行細則

1 福島市宅地造成等規制法施行細則

福島市宅地造成等規制法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、福島県宅地造成等規制法施行条例（平成12年福島県条例第148号。以下「条例」という。）

第2条の規定に基づき、福島市が処理することとされた事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(土地への立入りの通知)

第2条 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第4条第2項の規定による土地の占有者に対する通知は、土地立入通知書（様式第1号）により行うものとする。

(障害物の伐除及び土地の試掘等の許可証等)

第3条 法第5条第2項の規定による障害物又は土地の所有者及び占有者に対する通知は、障害物伐除等通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 法第5条第3項後段の規定による障害物の伐除の通知は、障害物伐除通知書（様式第3号）により行うものとする。

3 法第6条第1項（第18条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項に規定する証明書の様式は、様式第4号とする。

4 法第6条第2項に規定する許可証の様式は、様式第5号とする。

(許可の申請)

第4条 法第8条第1項本文の許可を受けようとする者は、宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）第4条第1項の許可申請書に同項の表に掲げる図面のほか、宅地造成に関する工事を施行する土地が自己の所有地である場合にあっては当該土地が自己の所有地であることを証明する書類を、他人の所有地である場合にあっては当該土地の所有者の所有地であることを証明する書類及び当該土地の所有者の土地使用承諾書（様式第6号）を添付し、市長に提出しなければならない。

2 切土又は盛土をする土地の部分に接する土地が他人の所有地である場合にあっては、前項に規定する書類のほかに、当該土地の所有者の同意を得たことを証する書類を市長に提出するものとする。

3 市長は、法第8条第1項本文の規定により宅地造成に関する工事の許可申請を受けたときは、40日以内に当該宅地

造成工事の許可又は不許可の通知を文書により行うものとする。

(技術的基準の特例)

第5条 宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）第15条第1項の規定により令第6条の規定による擁壁の設置に代えて他の措置をとることができるものは、次に掲げるものとする。

(1) けんちいしからづみこう 間地石空積み工

(2) その他市長が適当と認める工法

(技術的基準の付加)

第6条 令第15条第2項の規定により付加する必要な技術的基準は、次表の上欄に掲げる事項を算定する際に、同表中欄に掲げる事項について、同表下欄に掲げる数値により計算するものとする。

排水施設の断面積を決定する場合の計画流量の算定	10分間当たりの降雨量	15ミリメートル
	流出係数	0.8

(工事着手の届出等)

第7条 法第8条第1項本文の規定による許可を受けた者(以下「造成主」という。)は、許可工事に着手したときは、速やかに宅地造成工事着手届(様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 造成主は、許可工事施行の期間中、許可工事を施行する土地の区域内又はその近くの見やすい箇所に、当該許可工事に係る内容を記載した標識(様式第9号)を掲示しなければならない。

(変更の許可の申請)

第7条の2 法第12条第1項本文の許可を受けようとする者は、宅地造成に関する工事の変更許可申請書(様式第9号の2)に省令第4条第1項の表に掲げる図面のうち宅地造成に関する工事の計画の変更に伴う図面を添付し、市長に提出しなければならない。

2 法第12条第2項の規定による届出は、宅地造成に関する工事の変更届出書(様式第9号の3)により、市長に提出するものとする。

(工事の中止等の届出)

第8条 造成主は、許可工事を中止し、若しくは廃止し、又は中止した許可工事を再開しようとするときは、速やかに宅地造成に関する工事の中止(廃止・再開)届(様式第10号)を市長に提出するものとする。

(承継の届出)

第9条 許可工事の完了前に相談、合併その他の理由により造成主の地位を承継した者は、遅滞なく、地位の承継届出書(様式第11号)を市長に提出するものとする。

(工事状況の報告)

第10条 造成主は、許可工事の進ちょく状況が次に掲げる状況に達したときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

- (1) 擁壁の床掘りを完了したとき。
- (2) 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したとき。
- (3) 擁壁の高さが計画高の2分の1の工程に達したとき。
- (4) 排水施設のうち地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了し、土砂を埋め戻す直前のとき。

2 造成主は、許可工事施工中に災害等が発生したときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

3 造成主は、許可工事施工中に予想した土質、地盤等と著しく相違した土質、地盤等に遭遇したときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

(協議)

第11条 法第11条の規定により市長と協議しようとする者は、宅地造成工事に関する協議書(様式第12号)の正本及び副本に省令第4条第1項の表に掲げる図面を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、協議が成立したときは、協議をした者に対し、前項の協議書の副本に所要事項を記載した上その旨を通知する。

3 協議をした者は、協議が成立した宅地造成工事に関する計画に変更を生じたときは、速やかに市長と協議しなければならない。

4 第7条、第8条及び第10条の規定は、協議が成立した宅地造成工事について準用する。

(許可申請手数料の免除)

第12条 福島市手数料条例(昭和49年条例第9号)第4条第6項の規則で定める災害その他特別の事由及び徴収

しない手数料の額は、次表に掲げるものとする。

事 由 及 び 免 除 す る 額
(1) 宅地造成に関する工事が、災害を受けた者が自ら居住するために行う工事であって当該災害が発生した日から6月以内に法第8条第1項本文又は法第12条第1項本文の許可を受けた者であるとき、許可申請手数料又は変更許可申請手数料に相当する額
(2) 土地区画整理法（昭和29年法第119号）による土地区画整理事業、許可申請手数料又は変更許可申請手数料の2分の1に相当する額

（告示及び公告）

第13条 法第3条第3項の告示及び法第14条第5項（法第17条第3項において準用する場合を含む。）の公告は、福島市公告式規則（平成10年規則第35号）第2条に定める方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

第2節 通知

1 宅地造成等規制法に基づく権限委譲について（県通知）

14 住 第 993 号
平成14年11月19日

福 島 市 長 様

福 島 県 土 木 部 長 印

宅地造成等規制法に基づく権限委譲について（通知）

平成14年11月12日付け14都第452号で回答ありました、質問及び意見等に対する本件の考え方は、別紙のとおりです。

事務担当：建築住宅課建築行政係 TEL 024-521-7523 FAX 024-521-7955

- 1 福島市における宅地造成規制区域については、昭和44年3月26日付け建設省告示第699号により建設大臣が指定したのですが、平成3年8月1日の改正法の施行により建設大臣の指定から都道府県知事の指定に変更されたときにも、従前の指定は有効と判断されており、福島県知事が改めて指定を行うことはありませんでした。

また、地方自治法第252条の17の3の規定により、条例による事務処理の特例の対象となる事務を規定している法律、政令、省令や本件の条例又は規則は、その事務を処理することとなる福島市に適用となります。

したがって、既に指定されている宅地造成規制区域を権限委譲後に福島市長が改めて指定する必要はありません。
- 2 交付金算定額不明の人件費及び事務費については、本県において実績がないためのものです。福島市において実績ができた場合、ヒアリングを通じて再検討され、平成16年度以降の「うつくしま権限移譲交付金」に反映されます。

また、宅地開発規制区域を指定するために調査費等を要する場合は、宅地造成等規制法に特段の規定はありませんが、建築住宅課との十分な連携をお願いします。

なお、指定のための調査等の事務を執行するに要する経費の財源については、「うつくしま権限移譲交付金」とは別途に必要な措置を講ずるように努めます。
- 3 ① 法第3条第1項第3号の規定により都道府県知事は、宅地造成規制区域を指定するときは、当該区域を公示することになっており、宅地造成等規制法施行規則第2条において、公示する手法を都道府県の公報に掲載して行うものとするようになっております。権限移譲によって当該公示を福島市が行う場合、福島市の公報に掲載して行うこととなりますが、公報については、官報及び福島県報のみを指すものではないことから、福島市が従来行ってきた広く知らせる方法で足りるものと解釈されます。したがって、福島市公告式条例に定める公示の方法で瑕疵が生じることはありません。
- ② 県条例のみならず、地方自治法第252条の17の2第1項の趣旨からしても福島市が国土交通大臣に直接報告することができます。
- ③ア 法第3条第1項の規定による指定が権限移譲されていることから、その執行のために行う法第4条第1項に規定する他人占有地への立入りは、条例に定義するまでもなく権限移譲されるものと解釈されます。
- イ アにより法第4条第1項に規定する他人占有地への立入りが権限移譲されていることから、その執行のために行う法第6条第2項に規定する身分証明書の発行は、条例に定義するまでもなく権限移譲されるものと解釈されます。
- ④ 法第4条第1項に規定する他人占有地への立入り、法第5条第1項の規定による試掘等の許可が権限移譲されていることから、それらの行為により、他人の損出を福島市が補償できるものと解釈されます。また、同時に福島市が収用委員会に裁決を申請することができます。
- ⑤ 福島県知事が許可又は協議した工事等で、権限移譲後に行う検査、監督処分は福島市が行います。福島県知事が平成15年3月31日までに受理した許可申請の処分は、県知事が処分します。

なお、許可申請については、年間10件程度の件数であること、申請前段での指導を行っており、平成15年4月1日から福島市が事務処理する旨を周知できること等により特に経過措置を定める必要がないものと判断しました。

<参考> [平成14年11月12日14都第452号] 福島市都市開発部長から福島県土木部長あて

- 1 宅地造成等規制法（以下「法」という。）第3条第1項及び第3項並びに第5条第1項については、宅地造成工事規制区域の指定に関する事務であるが、権限移譲に伴い、市が改めて指定する必要が生じると考えられる。しかし、権限移譲予定時期が迫っていることから、現時点で権限移譲を受けることは適当でない。
- 2 事務に要する費用について、県は、審査手数料収入で賄う。それで不足する場合は、「うつくしま権限移譲交付金」で補填するとしています。しかし、本市規模の特例市の場合は、普通交付税の交付基準が明確にされていることから、それに準じた配慮を求めべきと考える。このため、交付金の算定基準が不明な現時点では回答を保留したいと考えている。

法第8条第1項及び第3項に反映されます。

- 3 県と解釈に違いがあるため、文書による回答を求める必要があると考える。
 - ① 法第3条第3項の規定により宅地造成工事規制区域の指定は公示によって効力を生じることになるが、宅地造成等規制法施行規則第2条の規定により公示の方法は「都道府県の公報」となっており、単に本市公告式条例に定める公示の方法で瑕疵が生じないか。
 - ② 法第3条第3項の規定による宅地造成工事規制区域の国土交通大臣への報告は都道府県知事（指定都市、中核市又は特例市の長を含む。）となっているが、県条例のみを根拠に本市の長が直接することができるのか。
 - ③ 事務を執行するには次に掲げる事項についても権限移譲すべきと考える。
 - ア 法第4条第1項に規定する他人占有地への立入り
 - イ 法第6条第2項に規定する身分証明書の発行
 - ④ 法第7条第1項に規定する土地の立入り等に伴う損出は、都道府県（指定都市、中核市及び特例市を含む。）が補償することとなっている。この損出補償は、知事の権限でないことから権限移譲されたとしても本市が法第7条第1項を根拠に補償することはできないと考えている。また、同条第3項の収用委員会に本市の長が決裁を申請することができるのか。
 - ⑤ 移譲適当事務内容調書中1件あたりの処理時間の欄に記載の処理時間があまりにも短すぎる。

例えば、法第12条第1項の完了検査は、0.17時間（約10分）となっているが、都市計画法に基づく完了検査の場合でも現地において1時間30分から2時間以上の時間を要していることから判断すると、どのような検査手段により短縮が図られるか事前に指導していただかないと、権限移譲を受けることはできない。

同様に、法第8条第1項の許可は、4時間となっているが、許可申請を受付し、計算根拠に誤りのないこと等内容を審査し、許可の決裁、許可の通知までの一連の事務の内、審査事務の方法について事前に指導していただかないと、権限移譲を受けることはできない。
 - ⑥ 経過措置が必要と思われる。

例えば、県知事が許可又は協議した工事等で、権限移譲の後に行う検査、監督処分等は市長が行うのか県知事が行うのか。また、県知事が受けた許可申請された工事に係る許可処分を、権限移譲後に市長が行うのか県知事が行うのか明確でない。